

$$\delta = \sum_{i=1}^n \frac{\sum_{j=i}^n w_j}{K_i}$$

- ② 弾性域における固有周期の計算に用いる建築物の高さは、当該建築物の振動性状を十分に考慮して屋上階の床版上面までとするなど振動上有効な高さを用いなければならない。
- ③ 本文ただし書の適用に当たっては、弾性域における固有周期を精算によって計算した数値としなければならない。

5 平成12年建設省告示第1457号(損傷限界変位,  $T_d$ ,  $B_{di}$ , 層間変位, 安全限界変位,  $T_s$ ,  $B_{si}$ ,  $f_h$  及び  $G_s$  を計算する方法並びに屋根ふき材等及び外壁等の構造耐力上の安全を確かめるための構造計算の基準を定める件) 関連

(14) 平成12年建設省告示第1457号第1及び第6について

第1において、限界耐力計算の原則として増分解析によるべきことを明確に規定している。これに対応して、第9において振動の減衰による加速度の低減率  $F_h$  の計算に当たり、建築物の減衰を表す数値  $h$  を建築物の安全限界時に至るまでの挙動に基づき定めてよいこととしている。

第6では、大規模な地震時の架構の挙動の確認には、特に配慮を要することから、建築物の各階について定める安全限界変位の当該各階の高さに対する割合として1/75(木造の場合は1/30)の数値を定めている。

本規定の適用に当たっては、次に掲げる事項に留意されたい。

<第1関連>

- ① 増分解析には、壁等の部材の単体試験結果に基づき各階の荷重変形を近似して計算を行う方法も含まれる。すなわち、個々の部材について確認した荷重変形特性をそれぞれ足し合わせ、各階の荷重変形関係とする方法である。
- ② 各階における耐力の低下とは、せん断破壊等による急激な耐力の低下で限界耐力計算の地震力の計算上の支障となるものとし、枠組壁工法、薄板軽量形鋼造等の建築物で耐力の一部が低下しても崩壊に至らないことが確かめられる場合には「耐力の低下」とみなさないものとすることができる。

<第6関連>

- ③ 増分解析には、壁等の部材の単体試験結果に基づき各階の荷重変形を近似して計算を行う方法も含まれる。すなわち、個々の部材について確認した荷重変形特性をそれぞれ足し合わせ、各階の荷重変形関係とする方法によることもできる。
- ④ 木造の安全限界変形は、実験によって確認した耐力壁の終局耐力時の変形を超えない範囲で定めるほか、継手及び仕口が想定する変形量に対して破壊しないことを確かめるものとしなければならない。
- ⑤ 上記のほか、第6第2項に定める建築物の安全限界変位の各階の高さに対する割合の規定値を超える場合は、架構の大きな変形による  $P\Delta$  効果を考慮した上で崩壊しないことを確かめたものとしなければならない。

(15) 平成12年建設省告示第1457号第10について

表層地盤による加速度の増幅率を表す数値  $G_s$  について、中規模の地震時に採用できる計算方

## 〔住宅・建築行政に関する通達の取扱いと「技術的助言」について〕

平成12年に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」によって機関委任事務及びその処理に関する国の包括的指揮監督権限が廃止されたことから、それ以前に発出した通達は根拠を失うとされたが、平成13年の住宅局長通知(国住総第15号、平成13年2月19日)において、通達のうち失効するのは「法令に基づかない関与又は事務の義務付け等の規定があるもの」に限られること、また、それ以外の部分で法令に根拠のある技術的な事項については、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく「技術的な助言」とみなして有効であることが示されている。(さらに、法令の一部改正等によりその根拠を失うこととなったものや、引用している条項が移動したことに伴い改正が必要なもの等については、所要の改正があったものとみなして取り扱うべきことについても示されている。)

平成19年の改正建築基準法令に関連する告示については、その施行と同時にその運用に関する「技術的助言」(国住指第1335号、平成19年6月20日)が発出されており、それぞれの告示の規定の解釈としての「運用方針」や「制限事項」が示されている。それらの項目に関しては既に主として本編第6章において解説されているが、参考として以下にその技術的助言の全文を収録した。

なお、告示等の制定・改正等に合わせ、新たな技術的助言が出されたり、既に出された技術的助言の改正が行われたりするので、その時点における最新の技術的助言の状況について、国土交通省(<http://www.mlit.go.jp>)や建築行政情報センター(<http://www.icba.or.jp>)で確認した上で設計に用いられたい。

(注2)

国住指第1335号

平成19年6月20日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

**建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等に関する  
構造関係告示の施行について (技術的助言)**

「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の施行について」(平成19年6月20日付け国住指第1331号・国住街第55号)において、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成18年法律第92号)等の技術的助言を通知しているところである。これらと併せて施行される構造関係告示に関する部分の運用について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方願いする。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

## 1.1 主旨等

今回制定又は改正を行った主要な構造関係技術基準告示について、その運用に当たっての一般的